



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 778 号 令和 6 年 1 2 月 2 4 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
608	緊急防災工事計画を定めた件	農山漁村振興課
609	道路の区域を変更する件	高規格道路課
610	道路の供用を開始する件	同
611	同	同
612	港湾隣接地域を変更するための公聴会を開催する件	港湾政策課

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
11	特定調達契約について一般競争入札に付する件	

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
18	徳島県道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部を改正する規則	

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
7	漁業法の規定に基づき、徳島県海域において「やす」及び「は具」の使用を禁止する件	

徳島県告示第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定に基づき、
県営土地改良事業を行うため緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用す
る同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、緊急防災工事計画書の写しを
縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 地区名

大谷溜地区

二 縦覧期間

令和七年一月八日から

令和七年二月五日まで

三 縦覧場所

阿南市役所

徳島県告示第六百九号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和六年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

2 5	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
日和佐小野		海部郡美波町田井字小野 八二番四地先から 同 八四番一地先まで	同	新	七・九〇三九・四	六九・六
				旧	七・九〇二二・四	六九・六

徳島県告示第六百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和六年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

2 5	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		日和佐小野	海部郡美波町田井字小野八二番四地先から 同 番一地先まで	六九・六	令和六年十二月二十四日

徳島県告示第六百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和六年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
4 1	徳島北灘	鳴門市北灘町折野字大川筋一 六一番一地从先から 同 番一地从先まで 字川筋四九	一一〇・八	令和六年十二月二十四日

徳島県告示第六百十二号

港湾隣接地域を変更しようとするので、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和六年十二月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 期日

令和七年一月七日（火曜日）午前十時から

二 場所

阿南市富岡町あ王谷四六

徳島県南部総合県民局 阿南庁舎 別館

三 港湾隣接地域を変更しようとする地域

1 変更しようとする港湾

橘港

2 変更しようとする場所

阿南市津乃峰町長浜四三三番地七から橘町大浦一七三番地一まで

3 変更の概要

昭和四十年徳島県告示第百五十七号（港湾法に基づく港湾隣接地域を指定する件）で指定した橘港橘地区の範囲を次のとおり変更する。

基点 位置

基準点 二級基準点 基 見34（X座標九八四八七・七三二 Y座標一〇六三〇三三・〇六）

- 基点1 基準点から五五度三五分三五秒九一三・〇九〇メートルの地点
- 基点2 基点1の地点から二三八度〇七分一一三・七七二メートルの地点
- 基点3 基点2の地点から一六八度五一分五一・二〇〇メートルの地点
- 基点4 基点3の地点から一一二度五八分七〇・一〇〇メートルの地点
- 基点5 基点4の地点から二三三度三一分一一七・四〇〇メートルの地点
- 基点6 基点5の地点から一八四度一二分三三・四〇〇メートルの地点
- 基点7 基点6の地点から三二一度二四分三〇・〇一三メートルの地点
- 基点8 基点7の地点から二二九度五八分二二・九九三メートルの地点
- 基点9 基点8の地点から一六三度〇〇分四〇・四〇〇メートルの地点
- 基点10 基点9の地点から一一一度〇七分一四五・〇〇〇メートルの地点
- 基点11 基点10の地点から二〇六度三二分一三四・七〇〇メートルの地点
- 基点12 基点11の地点から二七三度一八分二八・三〇〇メートルの地点
- 基点13 基点12の地点から一八二度一五分三五・〇〇〇メートルの地点
- 基点14 基点13の地点から一〇五度三一分六二・三〇〇メートルの地点
- 基点15 基点14の地点から一九一度五三分二五・一〇〇メートルの地点
- 基点16 基点15の地点から一五四度五〇分四三・六〇〇メートルの地点
- 基点17 基点16の地点から一一二度三四分七六・九〇七メートルの地点
- 基点18 基点17の地点から一二六度三一分七〇二・七四五メートルの地点
- 基点19 基点18の地点から一一六度三一分三三・四二四メートルの地点

基点20	基点19の地点から一二九度〇〇分二二〇・五六五メートルの地点
基点21	基点20の地点から一二八度〇〇分五五三・〇〇〇メートルの地点
基点22	基点21の地点から二五一度〇〇分五八三・八〇〇メートルの地点
基点23	基点22の地点から三二五度五三分四二三・三〇〇メートルの地点
基点24	基点23の地点から三三六度〇一分二〇・三〇〇メートルの地点
基点25	基点24の地点から三一六度一八分一三・〇〇〇メートルの地点
基点26	基点25の地点から三三五度四七分八二・三〇〇メートルの地点
基点27	基点26の地点から三二四度四八分一六二・一〇〇メートルの地点
基点28	基点27の地点から三二三度三六分一一七・三〇〇メートルの地点
基点29	基点28の地点から二二七度五六分四九・一〇〇メートルの地点
基点30	基点29の地点から一四三度一〇分八八・四〇〇メートルの地点
基点31	基点30の地点から二二七度〇八分七七・〇〇〇メートルの地点
基点32	基点31の地点から三二七度四五分一五・〇〇〇メートルの地点
基点33	基点32の地点から一一五度五六分七一・五〇五メートルの地点
基点34	基点33の地点から一四五度〇〇分一七二・〇〇〇メートルの地点
基点35	基点34の地点から二三六度五四分二六八・四五一メートルの地点
基点36	基点35の地点から二二五度四三分五八・四二七メートルの地点
基点37	基点36の地点から二四六度五七分八一・二〇〇メートルの地点
基点38	基点37の地点から三二九度〇四分六二・八〇〇メートルの地点
基点39	基点38の地点から三三三度〇二分一五九・四〇〇メートルの地点
基点40	基点39の地点から二六二度一分九四・四〇〇メートルの地点
基点41	基点40の地点から二九〇度一七分三一・五〇〇メートルの地点
基点42	基点41の地点から三二四度一九分一一六・五四三メートルの地点
基点43	基点42の地点から二六〇度一八分二五・〇〇〇メートルの地点
基点44	基点43の地点から一一三度三九分一〇〇・〇〇〇メートルの地点
基点45	基点44の地点から一九九度四二分一五九・六〇〇メートルの地点
基点46	基点45の地点から二六三度一八分三〇・九〇〇メートルの地点
基点47	基点46の地点から二八七度五四分四二・二〇〇メートルの地点
基点48	基点47の地点から二二四度〇九分一三・三〇〇メートルの地点
基点49	基点48の地点から一一八度四四分五六・八〇〇メートルの地点

基点1の地点から一五〇度三九分に引いた線、基点1の地点から基点49の地点までを
 順次結んだ線、基点49の地点から八六度五〇分に引いた線及び水際線により囲まれた
 陸域

徳島県病院局告示第十一号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十二月二十四日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量
調剤注射支援システム 二式
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和七年五月三十一日（土曜日）
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
 - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当（電話〇八八 六二一 三三九〇）
- 四 仕様内容についての問合せ先
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当（電話〇八八 六二一 三三九〇）
- 五 入札に参加する者に求められる事項等
1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等の必須の要求要件に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書

に關し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和七年一月十六日（木曜日）午後五時

(二) 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和七年一月二十四日（金曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局会議室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和七年一月二十三日（木曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「調剤注射支援システム 一式」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 契約書の作成の要否

要

9 その他

詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be purchased
Dispensing and Injection support system 2 sets

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents
for the qualification
5:00 p.m., January 16, 2025

3 Date of Tender
11:00 a.m., January 24, 2025

(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., January 23, 2025)

4 Contact point for the notice

Management Reform Division, Prefectural Hospitals Bureau

Tokushima Prefectural Government

1-1Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture

Phone:088-621-3290

徳島県公安委員会規則第18号

徳島県道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月24日

徳島県公安委員会委員長 岡田好史

徳島県道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部を改正する規則

(徳島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則（第28条—第30条）」を「第7章 講習（第28条・第29条）
第8章 雑則（第30条）」

に改める。

第19条の2第1項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 原付免許及び小型特殊免許（法第97条の2の適用を受ける場合を除く。）の場合 徳島県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）又は署長（徳島中央署長及び鳴門署長を除く。）

イ アに規定する場合以外の場合 運転免許課長

第19条の2第1項第10号及び第11号中「各署長」を「署長」に改め、同条第2項中「前項第1号ア」を「前項第1号イ」に、「、普通免許」を「，普通免許」に改め、「第4号」の次に「，第5号」を加え、「及び第14号」を「，第14号及び第15号」に改め、同項ただし書を削る。

第20条各号列記以外の部分中「及び規則第30条の9第3項」を「、規則第30条の9第3項及び規則第30条の10第2項」に、「又は規則第30条の9第1項」を「、規則第30条の9第1項又は規則第30条の10第1項」に改め、同条第3号中「各署長」を「署長」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第7章の章名を次のように改める。

第7章 講習

第28条第1項第1号キ中「更新申請場所と講習場所が異なるとき又は」を削る。

第29条の見出し中「初心運転者講習」を「若年運転者講習等」に改め、同条各号列記以外の部分中「令第41条の2に規定する」を削り、同条第1号から第3号までの規定中「初心運転者講習」を「若年運転者講習」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、令第41条の2に規定する令第37条の11第7号の規定によるやむを得ないと認める事情について準用する。この場合において、同項中「若年運転者講習」とあるのは「初心運転者講習」と読み替えるものとする。

第30条の前に次の章名を付する。

第8章 雑則

別記様式第15号の11及び別記様式第15号の12を次のように改める。

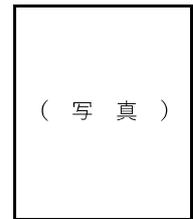
運転免許証更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

ふりがな				電話番号			
氏名				暗証番号	①		②

記載 事項 変更	ふりがな	
	新氏名	
	新国籍 新本籍	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	



--

--

適性検査			条件 (付与・解除・変更)					
裸眼	左	0.	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
	右	0.						
	両	0.						
眼鏡 ・ コンタクト								
矯正	左							0.
	右							0.
	両		0.					
視野	左		度					
	右		度					
	計	度						
深視力	1	mm	聴力 運動 結果	適 ・ 否 適 ・ 否 合 ・ 不	検査者			
	2	mm						
	3	mm						
					確認 <input type="checkbox"/>			

(2枚目)

運転免許証更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

住 所	市 郡
氏 名	

※太枠内のみ記載してください。

運転免許証の更新をしたいので下記の金額を納付する。

運転免許証更新手数料 (円)		
徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

(3枚目)

運転免許証更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

住 所	市 郡
氏 名	

※ 太枠内のみ記載してください。

更新時講習を受講したいので下記の金額を納付する。

講習手数料

受講する講習種別 (○印のもの)	優良講習	円	一般講習	円
	違反講習	円	初回講習	円

徳島県収入証紙貼付欄

1	3	5
2	4	6

更新時講習受講申出書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

申請者住所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する講習を受講します。

受講日時

年 月 日

講習種別

手数料

別記様式第17号から別記様式第19号までを次のように改める。

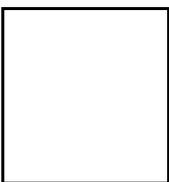
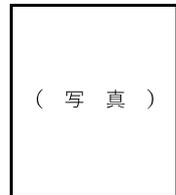
運転経歴証明書交付申請書

徳島県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

ふりがな		連絡先	
氏名			
代理人	続柄 ()	代理人 連絡先	

記載 事項 変更	ふりがな 新氏名	
	新国籍 新本籍	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	



取消年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
受付場所	
	確認 <input type="checkbox"/>

(2枚目)

運転経歴証明書交付申請書 (手数料納付書)

徳島県公安委員会 殿

年 月 日

住 所	市 郡
氏 名	

※太枠内のみ記載してください。

運転経歴証明書の交付を受けたいので下記の金額を納付する。

運転経歴証明書交付手数料 (円)		
徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

運 転 経 歴 証 明 書 記 載 事 項 変 更 届

徳島県公安委員会 殿

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

ふりがな				電話番号	
届出者氏名					
変 更 事 項	ふりがな				
	氏 名				
	生年月日	年	月	日	
	住 所				

※太枠内のみ記載

--	--

確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 公共料金		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
照 会 番 号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	受 付 場 所	<input type="text"/> <input type="text"/>

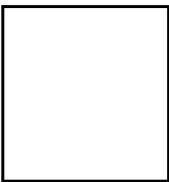
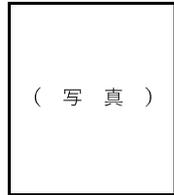
運転経歴証明書再交付申請書

徳島県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

ふりがな		連絡先	
氏名			

記載事項変更	ふりがな 新氏名	
	新生年月日	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	



取得年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
受付場所	
	確認 <input type="checkbox"/>

運 転 経 歴 証 明 書 亡 失 等 て ん 末 書			
日 付	年 月 日 (～ 年 月 日頃までの間)	届 出	有 ・ 無
場 所			
状 況	-----		
<input type="checkbox"/> 上記のとおり、事実相違ありません。			
<input type="checkbox"/> また、旧運転経歴証明書を発見したときは、必ず返納します。			
氏 名 _____			

(2枚目)

運転経歴証明書再交付申請書 (手数料納付書)

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住 所	市 郡
氏 名	

※太枠内のみ記載してください。

運転経歴証明書の再交付を受けたいので下記の金額を納付する。

運転経歴証明書再交付手数料 (円)		
徳島県収入証紙貼付欄		
1	3	5
2	4	6

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の一部改正)

第2条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則(平成6年徳島県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
別記様式第3号から別記様式第3号の3までを次のように改める。

別記様式第3号(表)

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">意見の聴取通知書</p>								
<p>あなたに対する下記理由による処分に係る道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を下記により行いますから、定刻までに出席されるよう通知します。</p>								
意見の聴取日時	年 月 日		時 分					
意見の聴取場所								
処 分 を し よ う と す る 理 由								
<p style="text-align: center;">年 月 日 時ころ</p> <p>における交通違反（交通事故）により、次のとおり行政処分の基準に該当することとなったためです。</p>								
処 分 理 由	違反(事故)発生年月日	違反行為の種別等	交通事故の種別					点数
			物	傷	死	軽	重	
		過去3年以内の 行政処分歴	回	累積点数			点	

※ 裏面を必ずお読み下さい

(裏)

留 意 事 項

- 1 出席の有無を必ず同封のはがきで至急回答してください。
- 2 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出席しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。
- 3 あなたが出席できないときは、代理人を出席させることができます。
なお、代理人を出席させるときは、代理人資格証明書に記入し、署名押印して、意見の聴取の期日までに提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 5 意見の聴取の期日において、補佐人とともに出席しようとする場合には、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書等を意見の聴取の期日までに行政庁に提出して許可を受けてください。
- 6 当日は、意見の聴取通知書・免許証（停止処分中の場合は運転免許停止処分書）を持参してください。意見の聴取終了後、停止処分中の方などを除き当日から行政処分を行う予定ですから、自動車又は原動機付自転車は運転しないで、おいでください。

第 号

年 月 日

意見の聴取通知書

住 所

殿

徳島県公安委員会

道路交通法第104条の2の2第6項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記により行うので出頭されるよう通知します。

意見の聴取期日	
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	

- 備考
- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
 - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

第 号

年 月 日

意見の聴取通知書

住 所

殿

徳島県公安委員会

道路交通法第104条の2の4第6項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記により行うので出頭されるよう通知します。

意見の聴取期日				
意見の聴取場所				
処分をしようとする理由	1	道路交通法第108条の3の3の規定による通知を受けた後、同法第102条の3の規定に違反して同法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習を受けなかったため		
	2	道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習終了後、同法第102条の3に規定する若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し同法の規定等に違反する行為をし、当該行為が道路交通法施行令第39条の2の2の基準に該当することとなったため		
		若年運転者講習受講年月日 年 月 日		
		違反行為等の発生日	違反行為等の種別	点数
		合計点数		

- 備考
- 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
 - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

別記様式第 6 号を次のように改める。

別記様式第6号

意見の聴取調書	
期 及 び 場 所	
意 見 の 聴 取 の 件 名	
当事者住所・氏名	
主 宰 者 の 職 名 及 び 氏 名	⑩
説 明 等 職 員	
代 理 人 ・ 補 佐 人 参 考 人 ・ 関 係 人 の 住 所 ・ 氏 名	
有 利 と な る 証 拠 及 び 提 出 さ れ た 証 拠 の 標 目	

<p>当事者又はその 代理人の意見の 陳述要旨</p>	
<p>過去の違反、事故 等の累積点内容に 対する弁明の有無</p>	
<p>司法処分の状況 及びその結果</p>	<p><input type="checkbox"/>罰金 万円 <input type="checkbox"/>を既に納めました。<input type="checkbox"/>の通知を受けています。 <input type="checkbox"/>正式裁判を受けています。 月 日が第 回公判です。 <input type="checkbox"/>検察官の調べは終わりました。 <input type="checkbox"/>検察官の調べはまだです。 <input type="checkbox"/></p>
<p>参考人又は 関係人の 陳述要旨</p>	
<p>その他参考と なるべき事項</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年1月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第17号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第18号の運転経歴証明書記載事項変更届は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則の相当様式による書面とみなし、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第17号の運転経歴証明書交付申請書及び別記様式第18号の運転経歴証明書記載事項変更届並びにこの規則による改正前の道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則別記様式第3号から別記様式第3号の3までの通知書は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則又は道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の実施に関する規則の相当様式により作成されたものとみなす。

徳島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和六年十二月二十四日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

一 定義

この指示において「やす」とは、鋭利な金具を棒の先端に取り付け、魚介類を突き刺して採捕する道具をいい、「は具」とは、岩盤などに固着した貝類及び海藻類等を剥ぎ落として採捕する道具で、熊手及び移植ごてを除くものをいう。

二 指示の内容

徳島県海域のうち、第一種共同漁業権漁場内においては、「やす」及び「は具」を使用して水産動植物を採捕してはならない。

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 1 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合。
- 2 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号（以下「規則」という。）（第三条の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可に基づいて操業する場合。）
- 3 規則第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合。
- 4 漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）第四十二条の許可を受けた者が、当該許可に基づいて採捕する場合。

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年一月一日から同年十二月三十一日までとする。